

JA静岡市農業振興のための支援策

(平成29年4月より平成30年3月までの1年間)

1. 茶園改植支援対策 (年間予算枠 500,000円)

・茶園の若返りを図る為の再改植、優良品種への更新を図る為の改植に対して支援します。

<支援内容>

- ①茶苗木・土壌改良材・茶樹粉碎機負担・重機借上げ等の経費を支援する。
- ②支援額 : 10アール当たり 10,000円を上限とする。
- ③対象面積 : 1ヶ所 1アール以上とする。
- ④採択基準 : 国の「茶園改植支援事業」に準ずる。
- ⑤改植推進面積 : 年間5haを目標とする。

2. 茶園転換支援対策 (年間予算枠 500,000円)

・茶業経営の維持改善を図る為、茶園から他作物への転換(補完作物の導入)に対して支援します。

<支援内容>

- ①3分類に分けて定額を支援します。(但し林産物(杉・ヒノキ・コナラ・くぬぎ等)は除く)

ア. 果樹類	10a当たり	10,000円
イ. 花木・花卉類	10a当たり	10,000円
ウ. 野菜類・その他	10a当たり	10,000円
- ②対象面積 : 1ヶ所 2アール以上とする。

3. ハウス新設支援対策 (年間予算枠 1,000,000円)

・ハウスの新設により野菜・花卉・果樹等の経営改善を図る為に支援します。

<支援内容>

- ①生産の目的は野菜、花卉・果樹等の作物に限る。
- ②ハウスは新設のものとし、面積30㎡以上のハウスとする。
- ③支援は資材費(消費税抜)の3分の1以内とし限度額は、1農家200,000円以内とする。
- ④平成26年度以降にハウス新設支援助成を受けた者は対象としない。

4. 野生鳥獣害被害防止支援対策 (年間予算枠 2,750,000円)

・有害鳥獣防止対策として防護施設設置等に対して支援します。

<支援内容>

- ①電柵・猿防護資材等を購入する為の、個人・団体(組合員)・共同の資材代を助成する。
- ②支援額 : 『静岡市』補助金と合わせ、資材費の70%以内(上限70,000円)とする。
- ③平成24年以降助成を受けた場合は、対象としない。
- ④地域一体型における被害防止態勢への整備経費を支援する。
・設置経費の内、市からの補助残金の3分の1以内とし、上限金額を100,000円とする。
- ⑤鳥獣被害対策地区協議会に対して活動費を助成する。
・一律100,000円助成及び活動事業実績(限度額100,000円)により助成する。

5. 就農者等(親元就農、Uターン、定年帰農者)支援対策 (年間予算枠 3,000,000円)

・JAと就農計画を立て経営安定を目指す就農者に対して支援します。

<支援内容>

- ①就農計画のなかで導入する資材、材料費の1/2、上限30万円を助成する。
- ②ハウス新設支援対策事業との重複は不可。
- ③申請者は、新規就農者養成講座の受講者に限る。
- ④就農計画は3年間で農業所得100万円以上向上させる計画とする。